

特許権	判決年月日	令和2年9月3日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和元年(行ケ)第10173号		

○ 発明の名称を「両面粘着テープ，車載部品固定用両面粘着テープ，及び，車載用ヘッドアップディスプレイカバー固定用両面粘着テープ」とする発明について，請求項1の「示差走査熱量計により測定される結晶融解温度ピークが140℃以上である」との記載は，第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるということとはできないとされた事例。

(事件類型) 特許取消決定取消 (結論) 決定取消

(関連条文) 特許法36条6項2号

(関連する権利番号等) 特許第6370477号

(決定) 異議2018-700983号

判 決 要 旨

1 原告は，発明の名称を「両面粘着テープ，車載部品固定用両面粘着テープ，及び，車載用ヘッドアップディスプレイカバー固定用両面粘着テープ」とする本件発明について特許権の設定登録を受けた。特許庁は，本件発明は，明確性要件，実施可能要件及びサポート要件に適合しないとして，特許取消決定をした。本件は，原告が本件決定の取消しを求める事案であり，原告は，取消事由として，明確性要件の判断の誤り，実施可能要件の判断の誤り及びサポート要件の判断の誤りを主張した。

2 本判決は，明確性要件の判断の誤りについて以下のとおり判示し，また，実施可能要件及びサポート要件の判断についても誤りがあるとして，本件決定を取り消した。

(1) 明確性要件について

特許法36条6項2号において，発明の明確性を要件とする趣旨は，仮に，特許請求の範囲に記載された発明が明確でない場合には，特許が付与された発明の技術的範囲が不明確となり，第三者に不測の不利益を及ぼすことがあり得るので，そのような不都合な結果を防止することにある。そして，発明が明確であるか否かは，特許請求の範囲の記載だけでなく，願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮し，また，当業者の出願当時における技術常識を基礎として，特許請求の範囲の記載が，第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるか否かという観点から判断されるべきである。

(2) 「示差走査熱量計により測定される結晶融解温度ピークが140℃以上である」の意義

ア 本件発明1の特許請求の範囲には，「前記発泡体は，示差走査熱量計により測定される結晶融解温度ピークが140℃以上であり，」との記載があるが，それ以上に「示差走査熱量計により測定される結晶融解温度ピーク」について特定する記載はない。

ピークとは、「①山のいただき。②絶頂。最高潮」（広辞苑第6版）を意味することからすれば、「示差走査熱量計により測定される結晶融解温度ピークが140℃以上であり、」との記載は、示差走査熱量計による測定結果のグラフのピーク（頂点）が140℃以上に存在することを意味するものと解するのがまずは自然である。

イ 結晶融解温度ピークの面積は、吸熱量を示すものであり、含まれる材料の結晶融解温度に応じて1個のピークが存在する場合と複数のピークが存在する場合があり、複数のピークが存在する場合に各ピークの面積（吸熱量）は、そのピークを発現する材料の含有量と相関することは、本件特許の出願時の技術常識であったと認められる。

ウ 本件明細書には、「示差走査熱量計により測定される結晶融解温度ピーク」とは、発泡体100mgを示差走査熱量計を用いて大気中において昇温速度10℃/分の条件下で測定された際のピーク温度を意味することが記載されている。そして、本件明細書の実施例1～7は、ポリプロピレン系樹脂（エチレンープロピレンランダム共重合体：住友化学社製、商品名「AD571」）と直鎖状低密度ポリエチレン（東ソー社製、商品名「ZF231」）の混合物より構成される発泡体であり、その結晶融解温度ピークは、それぞれ141.5～147.4℃であることが記載されている。これに対し、比較例2, 3は、直鎖状低密度ポリエチレン（東ソー社製、商品名「ZF231」）のみにより構成される発泡体であり、その結晶融解温度ピークは94℃, 92℃であることが記載されている。

本件特許請求の範囲には、複数のピークが生じる場合に、特定のピークを選択する旨の記載や、全てのピークが140℃以上であることの記載が存在しないところ、上記のとおり、実施例1～7の発泡体は、比較例2, 3と同じ直鎖状低密度ポリエチレンを20～60重量%で含有するから、【表1】に記載された141.5～147.4℃（140℃以上）の結晶融解温度ピーク以外に、140℃未満の結晶融解温度ピークを含むであろうことは、当業者であれば、上記イの技術常識により、容易に理解することができる。

そうすると、本件明細書の実施例1～7についての結晶融解温度ピークは、複数の結晶融解温度ピークのうち、ポリプロピレン系樹脂を含有させたことに基づく140℃以上のピークを1個記載したものであることが理解できるから、「示差走査熱量計により測定される結晶融解温度ピークが140℃以上」は、複数の結晶融解温度ピークが測定される場合があることを前提として、140℃以上にピークが存在することを意味するものと解され、このような解釈は、上記アの解釈に沿うものである。

また、本件発明1は、ポリプロピレン系樹脂の含有量を規定するものではないから、ポリプロピレン系樹脂の含有量が、140℃未満のピークを示す直鎖状低密度ポリエチレンの含有量を下回る場合を含むことは、実施例7の記載から明らかである。そして、このような場合に、当業者であれば、140℃未満に一番大きいピーク（最大ピーク）が生じ得ることを理解することができるのであり、「示差走査熱量計により測定される結晶融解温度ピークが140℃以上である」について、複数のピークがある場合のピークの大小は問わないものと解するのが合理的である。

エ 以上のとおり，本件発明１の「示差走査熱量計により測定される結晶融解温度ピークが１４０℃以上である」とは，示差走査熱量計による測定結果のグラフのピーク（頂点）が１４０℃以上に存在することを意味し，複数のピークがある場合のピークの大小は問わないものと解され，その記載について，第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるということとはできない。